

令和8年2月25日

令和7年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和8年2月25日会議提出議案一覧表

議案第69号	令和8年度鳥羽市一般会計予算	・・・ 別冊
議案第70号	令和8年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第71号	令和8年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第72号	令和8年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第73号	令和8年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・ 別冊
議案第74号	令和8年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・ 別冊
議案第75号	令和8年度鳥羽市下水道事業会計予算	・・・ 別冊
議案第76号	鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について	・・・ 1
議案第77号	鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について	・・・ 16
議案第78号	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	・・・ 23
議案第79号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	・・・ 25
議案第80号	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について	・・・ 27
議案第81号	鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正につい て	・・・ 30
議案第82号	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・ 32
議案第83号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・ 34
議案第84号	第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について	・・・ 37
議案第85号	鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について	・・・ 38
議案第86号	鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について	・・・ 39
議案第87号	第3次鳥羽市観光基本計画の策定について	・・・ 48
議案第88号	指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）	・・・ 49
議案第89号	指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）	・・・ 50
報告第8号	専決処分した事件の報告について （令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第10号））	・・・ 51

議案第76号

鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年 2月25日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本提案とするものである。

鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、三重県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教

育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない

い。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付

認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相

当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければな

らない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産

上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認

定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」

とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 77 号

鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定について
鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

中小企業等に対する市及び商工団体等の責務と役割を明確にし、中小企業等の振興に関する施策の基本的方針を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例

鳥羽市は、古くから造船業などのものづくり産業に加え、豊かな自然景観、海産物などの食資源、海女文化といった海にまつわる観光資源を活かした観光関連産業及び付随するサービス産業を中心に、日本有数の観光地域として伊勢志摩地域の経済を支えてきた。この鳥羽市の経済を長きにわたり牽引してきたのは多様な民間事業者であり、中でもその大宗を占める中小企業・小規模企業は、経済の重要な担い手であるとともに、市民生活を支え、地域社会の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、鳥羽市では、急激な人口減少と生産年齢人口の減少が進行している。また、昨今の地政学的世界情勢の変化、感染症のまん延、気候変動への対応、人材不足や国内市場の縮小が相まって、中小企業・小規模企業を取り巻く事業環境は厳しさを増している。

このような状況の中、今後想定される大規模災害等への対応、南海トラフ巨大地震やパンデミック発生時における事業者の早期復旧・復興に向けた行政と商工会議所等との連携強化が重要となっており、実効性のある対策を迅速に実施できる仕組みづくりが必要である。

一方で、伊勢志摩地域には神宮式年遷宮の度に多くの観光客が訪れ、地域経済に好景気をもたらしてきた歴史がある。20年に1度の神宮式年遷宮を契機に、新たな市場を獲得し、鳥羽市経済の規模拡大が期待される。

行政、民間事業者、支援機関等がこの認識を共有し、行政による産業基盤整備の推進と、民間活力の活用による地域経済拡大の好循環を生み出すため、今こそ新たな挑戦への行動が必要である。

このような認識のもと、中小企業・小規模企業のさらなる発展を市政策の重要項目に位置づけ、中小企業・小規模企業をはじめとする関係機関と市が一体となって振興し、地域の活力を高め地域経済の拡大を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等に関する施策の基本

となる事項を定め、市の責務、中小企業等の努力、並びに商工団体等の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市内の中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する市内の小規模企業者をいう。
- (3) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中小企業者を除く常時使用する従業員の数が2,000人以下の市内の企業及び個人をいう。
- (4) 商工団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく鳥羽商工会議所、その他の商工業に関する市内の団体及び中小企業等の振興を図ることを目的とする市内団体をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であって、市内に存するもの及び市内で研究開発等の事業活動を行う機関をいう。
- (6) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行う機関をいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤及び通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 中小企業等が自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組を行うことを促すこと。
- (2) 地域における雇用を維持し、地域社会の活力を確保するために、中小企

業等が果たす役割の重要性に鑑み、関係機関が一体となって中小企業等の振興を強力に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、中小企業等の実態を的確に把握し、その意見の反映に努め、国、県その他関係機関と連携して取り組むものとする。

3 市は、中小企業等の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与)

第5条 中小企業等は、自らの事業の発展に自主的に努めるとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 地域における雇用機会の確保及び人材育成に努めること。

(2) 従業員の働きやすい環境の整備に努めること。

(3) まちづくりや地域の文化又は伝統継承の担い手としてコミュニティの維持及び発展に協力すること。

(商工団体等の役割)

第6条 商工団体等は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の経営の安定及び向上を支援する事業に積極的に取り組むとともに、市等が行う施策に積極的に協力するものとする。

2 商工団体等は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 商工団体等は、国の地方創生施策に基づく民間活力の活用に関与し、その調整を図るものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、企業人材育成機関及び高度人材育成機関として、次に掲げる役割を果たすものとする。

(1) その有する知見を活用し、地域企業との産学連携事業を推進すること。

(2) 地域企業への理解促進のため、インターンシップ等を積極的に実施すること。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の円滑な資金調達に協力するとともに、その経営改善に資する支援に努めるものとする。

(中堅企業の役割)

第9条 中堅企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 中堅企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の持続的な発展及び市民生活に寄与していることについての理解を深め、その振興施策に対し協力をするよう努めるものとする。

(基本方針)

第11条 市は、中小企業等の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対し、商工会議所をはじめとする関係機関等と連携し、次に掲げる事項に基づき、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化に関すること。
- (2) 販路の拡大及び新たな事業の展開の促進に関すること。
- (3) 人材の確保及び育成に関すること。
- (4) 創業の促進及び事業承継への支援に関すること。
- (5) 企業間連携等の促進に関すること。
- (6) デジタル技術の活用に関すること。
- (7) カーボンニュートラルへの対応に関すること。
- (8) 防災及び減災対策の促進に関すること。
- (9) 観光誘客及び消費の促進に関すること。

(10) 資金供給の円滑化に関すること。

(11) 職場環境整備に関すること。

(ものづくり産業の振興)

第12条 市は、地域の社会基盤を支える建設、運輸、工業その他のものづくり産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) ものづくりを支える知識、技術及び技能の継承に関すること。

(2) 新たな取引や販路を開拓するため、ICT技術等を活用した情報発信に関すること。

(3) デジタル技術の活用や新事業の創出に関すること。

(4) 多様な人材確保のための職場環境の改善に関すること。

(サービス産業の振興)

第13条 市は、地域経済の高付加価値化に資する商業、観光、宿泊、料飲食業その他のサービス産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 多様な地域資源を活用した新たな商品及びサービスの開発に関すること。

(2) 販売促進や販売経路の多様化に関すること。

(3) 本業の強みを生かした新事業への進出など業態転換等に関すること。

(観光関連産業の振興)

第14条 市は、国際観光都市としての鳥羽市の基幹産業である観光関連産業の振興を推進するため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 漁業と観光関連産業との連携強化に関すること。

(2) 海女文化、歴史遺産等民俗学的資源の経済的活用に関すること。

(3) 外国人観光客等の受け入れ強化に関すること。

(4) 自然景観や文化財などの観光資源の形成、維持及び保全に関すること。

(産業基盤整備と民間活力の活用)

第15条 市は、民間投資を呼び込むための産業基盤整備を推進し、民間事業者の知識、知見及び技術を生かして、地域経済の拡大を図るものとする。

(大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組み)

第16条 市は、大規模災害時等における中小企業等の早期の復旧及び復興を適切に進めるため、平時からの情報共有に努めるとともに、発災時においては、官民連携による迅速かつ実効性のある取組を実施するものとする。

(緊急経済対策等の政策協議の場)

第17条 市は、景気後退等により国の緊急経済対策等が示された場合には、効果的で実効性の高い対策となるよう、商工団体等との適時適切な協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業等に対する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(検証)

2 市長は、この条例の施行からおおむね5年ごとに検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

議案第78号

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 2月25日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第25条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第79号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 2月25日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

特殊勤務手当の見直しにより船員の処遇改善を図るため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「船員職員」を「船員職員等」に改める。

第6条を次のように改める。

（船舶職員等の特殊勤務手当）

第6条 船舶職員等の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給するものとし、別で規則で定める。

- （1） 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条に定める法定資格を取得し、船長及び機関長としてその職務に従事した場合
- （2） 海上運送法（昭和24年法律第187号）第32条の3及び第32条の7に定める資格者証を取得し、運航管理者、運航管理者代行及び運航管理補助者として職務に従事した場合
- （3） 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員として船舶に乗り込み、その職務に従事した場合

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第80号

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 2月25日 提出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小竹 篤

提案理由

福祉医療費の助成対象者及び現物給付の拡充等に対応するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「第1項」を「前項」に改め、同条第5項中「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第7条に次の各号を加える。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける場合
- (2) 受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合

第9条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、福祉医療費として受給資格者（18歳未満児に限る。）又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が市長の認める保険医療機関に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関に支払うことができる。

第9条の2に次の1項を加える。

- 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は公布の日から、第7条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第4条第1項の認定を受けようとする者は、施行日前においても新条例第4条第1項及び第3項の規定の例により、その申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、施行日前においても新条例第4条第1項の規定により、その認定を行い、受給資格を証する証明書を交付することができる。この場合において、同項の規定の例による認定及び受給資格を証する証明書の交付は、施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

議案第 8 1 号

鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鏡浦地区における医療提供体制の変更に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中鳥羽市立鏡浦診療所石鏡分室の項及び鳥羽市立鏡浦診療所今浦分室の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については一人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長・班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた鳥羽市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 83 号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 84 号

第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定について

第六次鳥羽市総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

第六次鳥羽市総合計画における令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする後期基本計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 85 号

鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更について

鳥羽市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく現行計画の計画期間満了に伴い、計画の一部を変更したく、本提案とするものである。

議案第 86 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

神島町、答志町、菅島町及び桃取町における事業内容の追加等に伴い、計画の一部を変更したく、本提案とするものである。

総合整備計画書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 256 人、面積 0.76 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 神島町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市神島町52番地
- (3) 辺地度点数 168点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約1.4 kmの海上に浮かぶ周囲3.9 kmの島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成18年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、10月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では、常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたりなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、神島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般X線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、神島分団が使用している普通ポンプ自動車は、平成13年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管

理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

島の子どもたちの教育環境を確保するため、神島中学校の体育館における照明器具の取替や施設改修を図るほか、教員が島内に居住するための住宅施設が老朽化していることから教員住宅の修繕を行い、児童・生徒と教員を含めた島民全体の教育環境を確保します。

一般照明用の蛍光灯が令和8年1月より順次、製造と輸出入が規制されており、今後は、一般照明用の蛍光灯を使用している施設の維持管理が困難になることから、神島医師住宅の照明設備をLED化することで、照度の安定化による利用者の安全性確保や維持管理コストの低減等による施設運営の持続的運営を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	23,691	4,279	19,412	10,000
神島診療所 (へき地診療所運営事業)		鳥羽市	7,785	3,025	4,760	4,700
神島消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)		鳥羽市	21,500	0	21,500	21,500
神島中学校 (中学校管理業務)		鳥羽市	12,353	4,159	8,194	8,100
神島教員住宅 (中学校管理業務)		鳥羽市	15,000	0	15,000	15,000

総合整備計画書

三重県鳥羽市答志町辺地

(辺地人口： 1,146 人、面積 4.39 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 答志町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市答志町9 4 番地1

(3) 辺地度点数 1 5 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島（答志町）は、鳥羽港より北東に約9.7 kmの海上に位置する島です。島内には古墳が点在し、平安期には答志郷と呼ばれていました。答志町辺地は島の東側に位置し、若者が共に寝泊りする寝屋子制度が受け継がれ、古くからの文化や歴史が息づいています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

また、答志中学校運動場の防球ネット支柱の老朽化が進んでいることから、改修工事を行い、生徒の教育環境の充実と安全・安心の確保を図ります。

答志町の消防団が使用している消防団格納庫は、昭和57年に建築され、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が進んでいることから、改修工事を行い、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

一般照明用の蛍光灯が令和8年1月より順次、製造と輸出入が規制されており、今後は、一般照明用の蛍光灯を使用している施設の維持管理が困難になることから、答志コミュニティセンター・答志保育所の照明設備をLED化することで、照度の安定化による利用者の安全性確保や維持管理コストの低減等による施設運営の持続的運営を図ります。

住民のスポーツ・交流拠点である答志コミュニティアリーナについて、施設の老朽化と断熱性能不足により、夏季の酷暑や冬季の寒冷が住民活動の妨げとなっており、避難所としての機能維持も課題となっています。空調設置と断熱改修を一体的に行い、安全で快適な通年利用を実現するとともに、熱中症リスクを低減し、災害時も住民の命を守る拠点として整備します。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)	鳥羽市		143,695	25,955	117,740	58,900
答志中学校防球 ネット改修工事 (中学校管理業務)	鳥羽市		1,287	0	1,287	1,200
答志消防施設 (消防施設整備維持 管理経費事業)	鳥羽市		5,010	0	5,010	5,000
答志コミュニテ ィセンター (コミュニティーセン ター運営管理経費)	鳥羽市		2,943	0	2,943	2,900
答志保育所施設 (保育所施設整備事業)	鳥羽市		10,138	0	10,138	10,100
答志コミュニテ ィアリーナ (コミュニティアリ ーナ維持管理事業)	鳥羽市		4,923	0	4,923	4,900

総合整備計画書

三重県鳥羽市菅島町辺地

(辺地人口： 429 人、面積 4.45 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菅島町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市菅島町40番地
- (3) 辺地度点数 118点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける菅島町辺地は、鳥羽港の東約7kmの海上に浮かぶ周囲13kmの島です。毎年7月に開催される、「しろご祭」は海女が主役の祭典であり、島は活気にあふれます。また、秋から冬にかけて、島の大山山頂付近の紅ツゲの群生が紅葉する美しい風景も風物詩となっています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、菅島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、一般X線撮影装置を更新するとともに、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため薬剤自動分割分包機に更新するなど、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、菅島町の消防団が使用している消防団格納庫は、昭和45年に建築され修繕等を行いながら、現在まで消防団の活動拠点として使用してきましたが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、また地震

等の災害により倒壊の恐れもあることから新たに消防団格納庫を建替え、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

住民のスポーツ・交流拠点である菅島コミュニティアリーナについて、施設の老朽化と断熱性能不足により、夏季の酷暑や冬季の寒冷が住民活動の妨げとなっており、避難所としての機能維持も課題となっています。空調設置と断熱改修を一体的に行い、安全で快適な通年利用を実現するとともに、熱中症リスクを低減し、災害時も住民の命を守る拠点として整備します。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	66,864	12,077	54,787	27,200
菅島診療所 (へき地診療所 運営事業)		鳥羽市	7,700	3,850	3,850	3,800
菅島消防施設 (消防施設整備 維持管理経費事業)		鳥羽市	102,443	0	102,443	102,400
菅島コミュニティアリーナ (コミュニティアリーナ 維持管理事業)		鳥羽市	4,923	0	4,923	4,900

総合整備計画書

三重県鳥羽市桃取町辺地

(辺地人口： 449 人、面積 3.49 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 桃取町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市桃取町 2 2 9 番地
- (3) 辺地度点数 1 3 3 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島（桃取町）は、鳥羽港より北に約 4.7 k m の海上に位置する島です。桃取町辺地は答志島の西部に位置し、地名は昔、この地にヤマモモの大樹があったことに由来しているといわれています。自然あふれるこの島には、昭和 30 年に県の天然記念物に指定されたヤマトチバナの古木があり、昭和 44 年には市の木に指定されました。島では漁業が盛んなことから、豊漁と安全を祈願する祭りが毎年行われています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、桃取診療所では、デジタルラジオグラフィシステム（フラットパネルディスプレイ検出器を利用したデジタル X 線検査）を導入するとともに、X 線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般 X 線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

一般照明用の蛍光灯が令和 8 年 1 月より順次、製造と輸出入が規制されてお

り、今後は、一般照明用の蛍光灯を使用している施設の維持管理が困難になることから、桃取診療所・桃取コミュニティセンター・桃取保育所の照明設備をLED化することで、照度の安定化による利用者の安全性確保や維持管理コストの低減等による施設運営の持続的運営を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	104,414	18,859	85,555	42,800
桃取診療所 (へき地診療所運営 事業)		鳥羽市	11,485	4,125	7,360	7,300
桃取コミュニティセ ンター (コミュニティーセン ター運営管理経費)		鳥羽市	7,145	0	7,145	7,100
桃取保育所 (保育所施設整備事 業)		鳥羽市	4,579	0	4,579	4,500

議案第 87 号

第 3 次鳥羽市観光基本計画の策定について

第 3 次鳥羽市観光基本計画を別冊のとおり策定するため、鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

本市の観光施策について令和 8 年度から令和 17 年度までを計画期間とする第 3 次鳥羽市観光基本計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 88 号

指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立海の博物館	鳥羽市浦村町大吉 1731 番地 68 公益財団法人 東海水産科学協会 理事長 石原 真伊	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 89 号

指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽大庄屋かどや	鳥羽市鳥羽四丁目 3 番 24 号 かどや保存会 会長 寺田 直喜	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 25 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

報告第8号

専決処分した事件の報告について

(令和7年度鳥羽市一般会計補正予算(第10号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年 2月25日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤